

短期入所生活介護事業所第2 清鈴園
(空床利用型短期入所生活介護) 特別養護老人ホーム阿品清鈴
重要事項及びサービス内容説明書

介護予防短期入所生活介護サービス及び短期入所生活介護サービス(以下、「短期入所生活介護サービス」という)の提供開始にあたり、関係法令、省令、告示及び、県基準条例、県告示に基づき、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団
事業者の所在地	広島県廿日市市原 10362 番地の 2
代表者名	理事長 藤田 修
電話番号	0829-38-0011
設立年月日	1967(昭和 42)年 3 月 28 日

2. ご利用の事業所

主な事業所の名称	短期入所生活介護事業所第2 清鈴園
事業所の所在地	広島県廿日市市阿品四丁目 51 番 32 号
管理者の氏名	小野 誠之
電話番号	0829-36-2552
ファクシミリ番号	0829-36-2550
介護保険事業所番号	3472700180
併設事業所 介護保険事業所番号	特別養護老人ホーム阿品清鈴 3472700198 (空床利用型の短期入所生活介護としての利用もあり)

3. 通常の送迎実施地域

実施地域	廿日市市(旧廿日市市地区、旧大野町地区)
------	----------------------

4. 事業所が実施するその他の事業

事業の種類	指定年月日又は事業開始年度	指定番号	利用定数
ケアハウス	1995(平成 7)年 3 月 1 日		30 人
介護老人福祉施設	1995(平成 7)年 3 月 20 日	3472700198	58 人
短時間型デイサービス	2006(平成 18)年 4 月 1 日	3472700172	30 人
通所介護型サービス	2000(平成 12)年 2 月 22 日	3472700172	30 人
介護予防認知症対応型 通所介護	2006(平成 18)年 4 月 1 日	3472700172	12 人
認知症対応型通所介護	2000(平成 12)年 2 月 22 日	3472700172	12 人
介護予防短期入所生活介護	2006(平成 18)年 4 月 1 日	3472700180	6 人
短期入所生活介護	2000(平成 12)年 2 月 22 日	3472700180	6 人
居宅介護支援	1999(平成 11)年 9 月 10 日	3472700032	
介護予防支援	2024(令和 6)年 4 月 1 日	3472700032	
生活援助型訪問サービス	2006(平成 18)年 4 月 1 日	3472700164	
訪問介護型サービス	2000(平成 12)年 4 月 1 日	3472700164	
身体障害者居宅介護	2003(平成 15)年 3 月 14 日	3412700167	

知的障害者居宅介護	2003(平成15)年3月14日	3412700167	その他のサービス
精神障害者居宅介護	2003(平成15)年4月1日	3412700167	
老人介護支援センター	1992(平成4)年4月1日		
子どもの居場所支援事業	2019(令和元)年12月9日		
学習支援事業	2023(令和5)年4月1日		

5. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護保険法の定めるところにより、ご契約者(利用者)が可能な限りその居宅において、豊かにかつその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援すると共に、ご家族の心身の負担軽減を図ることを目的とします。
施設運営の方針	<p>事業の運営、サービスの提供にあたっては関係法令、省令、告示、及び、県条例、県告示に適合することはもとより、次のことを基本の方針とします。</p> <p>(1) 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行なうと共に、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能生活機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。</p> <p>(2) 利用者及びその家族(以下「利用者等」という)の自己決定を尊重し選択利用に必要な情報を適切に提供し、意向に沿ったサービスの提供に努めます。</p> <p>(3) 正当な理由なくサービス提供を拒まずまた、サービス提供にあたっては地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者(以下、「居宅介護支援事業者など」という。)及び福祉、保健、医療公私のサービスと連携し効果的なサービス提供に努めます。</p>

6. 事業所の概要

(1) 敷地および建物

敷地	7,041.54 m ²	
建物	構造	鉄筋コンクリート3階塔屋付
	延べ床面積	2,360.35 m ²
	利用定員	6名

(2) 居室

居室の種類	室数	1人あたりの面積	備考
4人部屋	1室	9.75	便所・洗面所あり
1人部屋	2室	19.5	便所・洗面所あり

(注1) 各部屋の様子については、別添のパンフレットを参照してください。

(3) 主な設備(特別養護老人ホームと共用)

設備の種類	数	面積	1人あたりの面積
食堂・機能訓練室	2室	367.2 m ²	5.2 m ²
浴室	1室	37.5 m ²	共用
便所	1カ所	19.2 m ²	共用
医務室	1室	30.0 m ²	共用
静養室	1室		共用

洗面設備	2カ所		共用
------	-----	--	----

(注1) 食堂・機能訓練室の指定基準は、1人あたり3㎡です。

(注2) 便所は、各居室にも1箇所設置されています。

7. 職員体制(主たる職員)2023年9月現在

従業者の職種	員数	保有資格 (※印は特別養護老人ホーム兼務)
管理者	1名	社会福祉施設 施設長資格・介護福祉士・介護支援専門員
生活相談員	1名以上	社会福祉士・介護支援専門員
介護職員	24名以上	介護福祉士 ヘルパー2級
看護職員	4名以上	正看護師 准看護師
機能訓練指導員	1名	作業療法士 1名
医師	1名	内科(嘱託)1名
栄養士	1名	管理栄養士

業務内容については別記「サービス内容説明書」による

8. 営業日および営業時間等

営業日	年中無休(但し 12月29日から1月3日は送迎がありません)
ご予約の方法	ご利用の予約は月ごとに区切り、3カ月先まで受け付けております。
営業時間	24時間(但し 相談員がいるのは9時から18時まで)

9. 介護予防短期入所生活介護サービス及び短期入所生活介護サービスの内容

- (1) 介護保険給付サービス
- (2) 介護保険給付外サービス
別記「サービス内容説明書」による。

10. 従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- (1) 医療行為(ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。)
- (2) 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (3) 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (4) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- (5) その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

11. 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) サービスの提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「短期入所生活介護

計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。

- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

12. サービス提供の記録

- (1) 指定短期入所生活介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から2年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

13. 留意事項

(1) サービスご利用にあたっての留意事項

- ① サービス開始にあたって当事業所の従事者が予め承知しておくべき心身の状態や主治医からの注意事項、日常生活上利用者などが注意していることなど漏れなく知らせていただくこと。
- ② 利用当日は送迎時等に健康状態など従事者がその日のサービスに当たって承知しておくべきことを漏れなく知らせていただくこと。
- ③ 他の利用者に感染するおそれのある疾患等がある場合は、当日の利用を中止していただくこと。
- ④ 利用日以降、感染の可能性がある疾患に罹患していることが判明した場合は、速やかに当事業所に連絡していただくこと。
- ⑤ 他の利用者の迷惑になるような言動があり、他の利用者が耐えがたく従事者が工夫、努力してもいかんともしがたい場合は利用を中止していただくこと。
- ⑥ 利用日に休む場合は早めに(体調不良等やむを得ない場合を除き、少なくとも前日まで)連絡していただくこと。

(2) ご利用中の留意事項

来訪・面会	正面玄関は朝8時から夜8時まで開いております。来訪者は、必ず1階事務所前にて面会簿を記入し、職員に面会を教えてください。なお、食品の持ち込みは原則お断りいたします。持参された場合はご本人にお渡しになる前に職員に教えてください。
外出	外出の際には、必ず事前に行き先と帰園時間を職員に申し出てください。
嘱託医師以外の医療機関への受診	主治医又は嘱託医の指示があるか、ご本人、ご家族のご希望により受診の便宜をはかります。
居室・設備・器具の利用	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	館内は禁煙となっております。ご利用期間中の喫煙はご遠慮ください。飲酒は医師の指示のもと、夕食時から午後9時までの間で飲んで他の利用者に迷惑がかからない程度で召し上がってください。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。

所持品の管理	持ち物に関しては、その全ての分かりやすい所にご記名下さい。また、同性の方がおられる場合もございますので「姓」「名」どちらもご記入下さい。記名の無い物には職員が記入させて頂くことがあります。
現金等の管理	原則として現金、貴重品は持ち込まないでください。
宗教活動・政治活動	事業所内での他の入所者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	事業所内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

14. 衛生管理等

- (1) 指定短期入所介護の利用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、年4回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

15. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	施設サービス部 ・ 谷栖 博一
-------------	-----------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に行い、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

16. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

17. 緊急時等の対応

- (1) 事業所は、サービスの提供により緊急事態等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先に連絡を行うとともに、主治医または医療機関への連絡を行います。
- (2) 急を要する場合は、事業所の判断により、救急車を要請し、事後報告となる場合もあります。
- (3) 緊急時等においては、居宅介護支援事業所又は地域包括支援センター及び関係各機関に対して、速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (4) 緊急時の状況及びその対応について記録します。

18. 事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故発生時には、その原因の解明に努め、再発防止のための対策を講じます。
- (3) 事業所は、万一の事故の発生に備えて、社会福祉・介護保険施設総合保険に加入しております。
- (4) 事業所は、サービスの提供により賠償すべき事態が発生した場合には、天災地災等不可抗力による場合、また利用者同士の問題に基づき発生した事業所の損害による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し、事態の発生につき、利用者の側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。また、事業所の側に故意過失がなかった場合は、この義務はありません。

19. 協力医療機関

(1) 入院治療を行わない協力医療機関(内科)

医療機関の名称	きむら内科小児科医院
院長名	木村泰博
所在地	廿日市市阿品台四丁目 17-31
電話番号	0829-39-2238
診療科	内科・消化器科・小児科

(2) 入院治療を行わない医療機関(専門医療機関)

医療機関の名称	小林内科泌尿器科医院	田口脳心臓血管クリニック
院長名	小林 勲勇	田口 隆浩
所在地	廿日市市宮園3-1-1	廿日市市阿品3-2-18
電話番号	0829-38-5150	0829-30-7788
診療科	内科、泌尿器科	脳神経外科、循環器科など
契約の概要	専門治療が必要となった場合の相談・対応	

(3)救急医療・専門医療

医療機関の名称	JA 広島総合病院
院長名	石田和史
所在地	廿日市市地御前一丁目 3-3
電話番号	0829-36-3111
診療科	内科、外科など

(4)入院加療を行う協力医療機関

医療機関の名称	石原脳神経外科医院	五日市記念病院
院長名	石原 博文	向田 一敏
所在地	広島市佐伯区五日市7-4-24	広島市佐伯区倉重1-95
電話番号	082-923-6662	082-924-2211
診療科	脳神経外科・内科一般治療	脳神経外科、内科、循環器内科、血液内科
契約の概要	平日の入院が必要となった場合の相談・対応	休日夜間の救急対応が必要となった場合の相談・対応
契約の概要	当事業所ときむら内科小児科医院は、ご利用時に病状が急変され、診察が必要な場合で主治医が不在の時、往診などにより対応していただくことを契約しています。また、JA 広島総合病院とは、入院治療が必要となった時に対応していただくことを契約しています。更に、専門科での診察が急遽必要となった場合の専門医療機関及び救急医療・専門医療の受入れが困難な場合等に備え、それぞれの医療機関と協力医療機関契約を締結しています。	

20. 利用料・・・別紙のとおりです。

21. 利用料等の支払い

事業所は、サービス利用都度、介護保険給付サービスならびに介護保険給付外サービスについて、別表による単価により作成された請求書により利用料等を請求させていただきます。

- (1) 当事業所は、あなたが支払うべき介護予防短期入所生活介護サービス又は短期入所生活介護サービス(以下、「短期入所生活介護サービスなど」という。)に要した費用について、あなたが介護サービス費として市町より支給を受ける額の限度において、あなたにかわって市町より支払いを受けます(以下「法定代理受領サービス」といいます＝介護保険負担割合証に基づき負担して頂く事です)。
- (2) 当事業所は、あなたに対し、短期入所生活介護サービスなどに要した費用について、毎月 18 日までに、前月のサービス提供日、利用料等の内訳を記載した請求書を作成し、発行します。
- (3) あなたは、毎月の利用料は、原則として事業所が指定する口座払込の方法で、翌月 27 日(※ゆう貯の場合は 25 日)(25 日、27 日が土曜日及び日曜日、または祝祭日の場合は、翌営業日)にお支払い下さい。
- (4) 但し、介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払い(利用料の全額を支払いし、その後市町から介護保険負担割合証に記された自己負担分を除く金額の払い戻しを受ける方法)の方法をご希望の場合は、お申し出下さい。

- (5) 事業所は、あなたから利用料等の支払いを受けたときは、領収証を交付します(原則として、翌々月利用料分の請求時に交付)。領収証には、事業所が提供する各種サービスごとの介護保険給付の対象分と対象外分を区別して、領収金額の内訳を明示します。

22. キャンセル料

正当な理由なく、サービスの利用をキャンセルした場合には、以下の通りキャンセル料をいただきます。

前々日18時までのキャンセル	: 利用料自己負担分	なし
前々日18時～当日の8時半までのキャンセル	: 利用料自己負担分の	50 %
当日8時半以降のキャンセル	: 利用料自己負担分の	100 %

23. 介護保険給付請求のための証明書の交付

- (1) 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護サービスなどを提供した場合において、あなたから利用料の支払いを受けたときは、あなたに対してサービス提供証明書を交付します。
- (2) サービス提供証明書には、提供した短期入所生活介護サービスなどの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

24. 苦情等申立先

お客様相談室 (福祉総務課)	窓口担当者 武田 道彦 時 間 9時～17時 方 法 電話 (0829-36-2552)電話でお聞かせいただくか、当方から訪問させていただきます。具体的な対応は別紙の通りです。
ご意見箱	玄関にお客様ご意見箱を設置しております。
介護相談員	廿日市市より派遣された介護相談員が、月1回定期的に来園しおききします。

なお、下記においても受け付けております。

廿日市市 健康福祉部高齢介護課 認定・指導係	所在地 廿日市市新宮 1-13-1 電話番号 0829-30-9196 時 間 平日午前8時30分から午後5時15分まで
広島県 国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町 19-49 電話番号 082-554-0783 時 間 平日午前8時30分から午後5時15分まで

25. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム阿品清鈴 非常災害対策計画」に則り対応を行います。
近隣との協力関係	非常連絡網により関係機関などに連絡します。また、緊急避難場所として近隣事業所と協力体制が整っております。
平常時の訓練等	別途定める「特別養護老人ホーム阿品清鈴 消防計画」に則り総合消防訓練の他、年2回夜間を想定した避難訓練を入所者の方も参加し

	て実施します。			
防災設備 (特別養護老人ホームと共通)	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	非常通報装置	あり
	避難階段	3カ所	漏電火災報知機	あり
	自動火災報知機	あり	非常用電源	あり
	誘導灯	45カ所	ガス漏れ報知機	あり
	カーテン等は防災性能のあるものを使用しております。			
非常災害対策	年2回 避難訓練を実施しております 消防署への届出日:平成18年5月29日(変更届) 防火管理者:小野誠之			

26. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

27. 第三者評価の実施状況について

実施の有無	無(2024年4月現在)
実施した直近の年月日	—
実施した評価機関の名称	—
評価結果の開示状況	無

28. その他

(1) 担当職員の変更

当事業者は、職員の退職、定期異動等により職員を変更することがあります。その場合には、適宜お知らせいたします。

(2) 利用契約者について

- ① 当事業所利用希望者との間に利用契約を行うにあたっては本「重要事項サービス内容説明書」の説明を行いその内容を了解した場合に書面をもって行います。
- ② 認知症高齢者等、意思能力に瑕疵がある利用者の場合は、成年後見人制度を利用するか、またその程度にいたらない利用者の場合も契約の理解に難がある場合は、家族や日常生活自立支援事業の「専門員」等の立ち会いを求めることがあります。

介護予防短期入所生活介護及び 短期入所生活介護 サービス内容説明書

1. 介護保険給付サービス

職種	種類	内容
介護職員	食事の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。(ただし、食材料費は給付対象外です。) ・食事はできるだけ離床して食堂でとって頂けるように配慮します。(食事時間) 朝食 8:00～ 9:00 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00
	排せつの介助	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。 ・おむつを使用する方に対しては、原則として1日3回定時交換を行うとともに、必要に応じて随時交換を行います。
	入浴の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・週2回以上の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は機械を用いての入浴も可能です。
	着替え等の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツの交換は週1回、寝具の消毒は月1回実施します。
看護職員	健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の健康管理を行います。 ・嘱託医師により、週1回診察日を設けて健康管理に努めます。また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 ・入所者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。 (当事業所の嘱託医師及び協力医療機関) 氏名:木村泰博(きむら内科小児科医院 院長) 診療科:内科・消化器科・小児科 診療日:毎週木曜日
生活相談員	相談および援助	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口)担当 田頭 潤一
	送迎	<ul style="list-style-type: none"> ・身体状況等一定の基準に該当する方で、ご自分で来所が困難な方は、リフト付きの送迎車で入退所の送迎を行います。

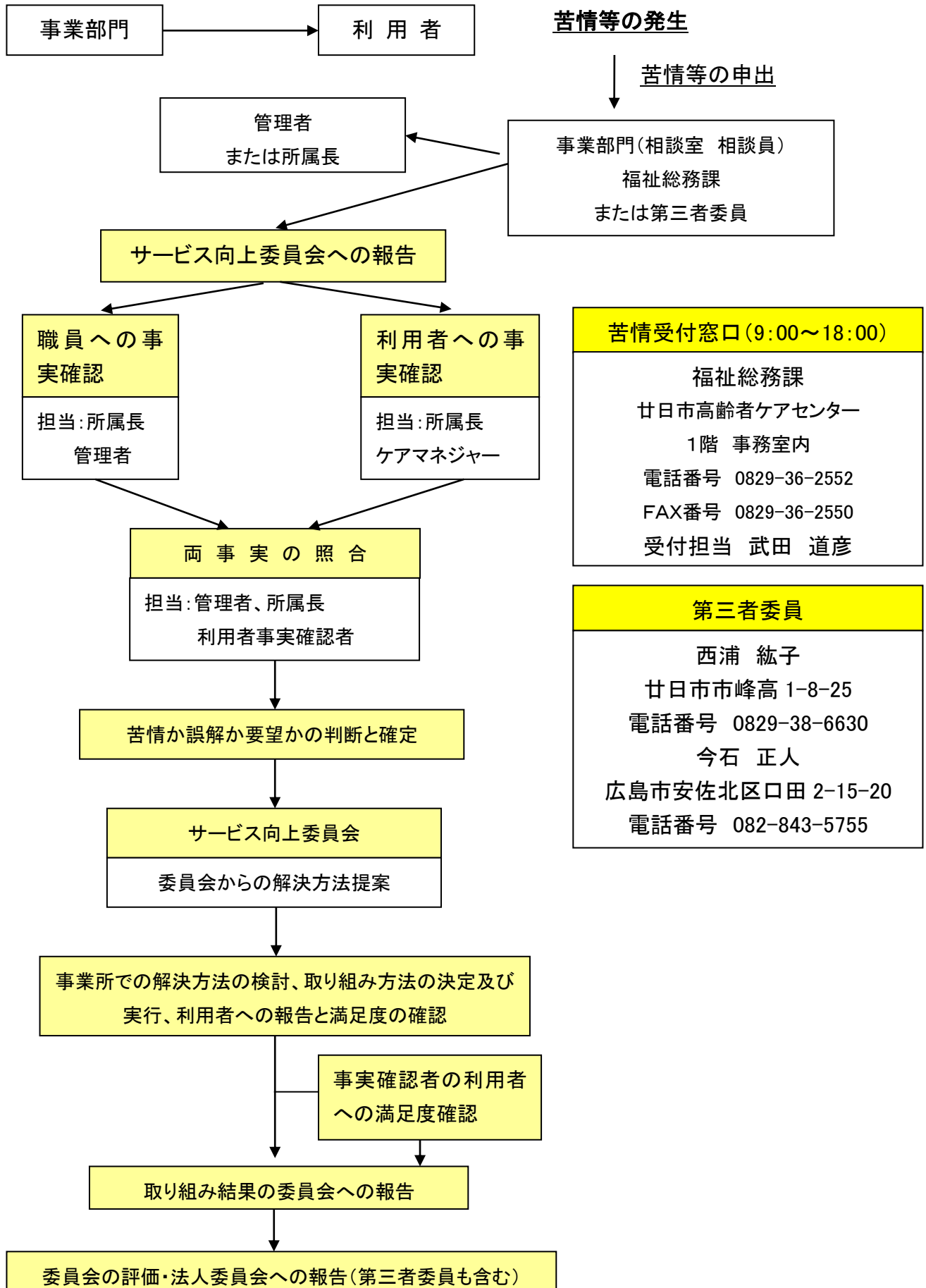
※ 以上のサービスに係るご利用料は、介護報酬告示上の額(別紙料金表参照)とします。

2. 介護保険給付外サービス

種類	内容	利用料
食材の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士による食材の検収により、新鮮で安価な食材を提供します。 	別紙参照

滞在費	<ul style="list-style-type: none"> ご利用中の居住費用(光熱水費等)となります。 	別紙参照
特別な送迎	<ul style="list-style-type: none"> 当事業所の事業実施地域外の方,あるいは実施区域内で特に送迎をご希望の方にリフト付きの送迎車で送迎を実施します。 	実費(自動車を使用した場合は路程 1kmあたり 20 円徴収します)
理容サービス	<ul style="list-style-type: none"> ご希望により理容サービスを提供しております。決まった水曜日に実施しておりますので、ご希望の際はご相談下さい。 	・実費
教養娯楽施設の利用	<ul style="list-style-type: none"> 当事業所では次の教養娯楽事業所を整えております。 クラブ活動(書道、絵画、大正琴演奏会、音楽会、お茶会、民話語りの会等) 	・実費
レクリエーション行事	<ul style="list-style-type: none"> ご希望により併設の特別養護老人ホーム入所者と同様のレクリエーションをご利用いただけます。 	・実費

苦情解決等の概要



説明年月日 20 年 月 日

介護予防短期入所生活介護サービス及び短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づいて、重要事項の説明を行いました。

事業者名 社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団

代表者名 藤田 修

事業所名 短期入所生活介護第2 清鈴園

管理者名 小野 誠之

説明者氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項及びサービス内容説明書の交付・説明を受け、介護予防短期入所生活介護サービス及び短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者名 _____

代筆の場合

氏 名 _____ 続柄 _____

本重要事項説明書及びサービス内容説明書は 2 通作成し、契約者と事業所、双方で一部ずつ保管します。